

## 理事・監事及び評議員の報酬等に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人吉里吉里保育園の理事・監事及び評議員の報酬等について定めるものとする。

### (理事会及び評議員会の出席報酬)

第2条 理事が理事会に出席したとき及び評議員が評議員会に出席したときは、別表1に基づきそれぞれの報酬を支払うことができるものとする。

2 交通費は、実費を支給することができるものとする。

### (年間報酬総額)

第3条 この法人の全理事の報酬総額は、年間180,000円以内とする。

2 この法人の全監事の報酬総額は、年間120,000円以内とする。

### (監事の報酬)

第4条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができるものとする。

2 監事が理事会及び評議員会に出席した以外の日において、法人及び施設の指導監査への立会及び運営状況の指導または監査の業務に当たった場合は、別表2により報酬を支払うことができるものとする。

3 交通費は、実費を支給できるものとする。

### (理事の業務報酬)

第5条 理事が理事会及び評議員会に出席した以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあった場合は、別表3により報酬を支払うことができるものとする。

2 交通費は、実費を支給することができるものとする。

### (報酬の支払方法)

第6条 報酬の支払いは、現金にて次のとおり支払う。

2 毎年度末に報酬をその年度の出席回数で乗じた額を現金にて支払う。

### (適用除外)

第7条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

### (改正)

第8条 本規程の改正は、評議員会の決議によって定めなければならない。

附則

- 1 平成29年 4月 1日より施行する。
- 2 平成29年12月 1日より施行する。
- 3 平成30年 2月27日より施行する。

別表 1 (日額)

名 称	報 酬 (※)
理事会出席報酬	3,000円
評議員会出席報酬	3,000円

※上記の額に源泉徴収税額による課税額を加算した額を報酬額とする

別表 2 (日額)

名 称	報 酬 (※)
監事監査指導報酬	5,000円

※上記の額に源泉徴収税額による課税額を加算した額を報酬額とする

別表 3 (日額)

名 称	報 酬 (※)
理事業務報酬	3,000円

※上記の額に源泉徴収税額による課税額を加算した額を報酬額とする